

発達障害者支援関係報告会資料

平成28年 2月1日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
障害児・発達障害者支援室

発達障害者支援法：法制定の目的と発達障害の定義

I 法制定の経緯

平成16年12月 超党派の議員立法により成立
平成17年 4月 施行

II 法制定の目的(法第1条)

- 発達障害の早期発見・早期発達支援に関する国・地方公共団体の責務を明らかにすること
- 発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図ること
(学校教育、就労支援、発達障害者支援センターの指定等)

III 発達障害の定義(法第2条)

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害(※)

※ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)におけるF80-98に含まれる障害
(平成17年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知)

代表的な発達障害

それぞれの障害の特性

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れ
を伴うことも
あります

○強度行動障害

激しい自傷や他害などがあり、特別な支援が必要な状態のこと

○高機能

言葉の発達の遅れがない状態

※過去に言葉の発達の遅れがあった場合も含まれる。

自閉症

広汎性発達障害(PDD)

アスペルガー症候群

注意欠陥多動性障害 AD/HD

- 不注意(集中できない)
- 多動・多弁(じっとしてられない)
- 衝動的に行動する(考えるよりも先に動く)

学習障害 LD

- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用(言語発達に比べて)

※このほか、トゥレット症候群や吃音(症)なども発達障害に含まれます。

(参考) 発達の状態や能力に差異はあるが社会的不適応を示していないケースについて、「障害」や「発達障害」という言葉を使わず、「発達凸凹」(でこぼこ)と表現することがある。

関連する各種法制度における発達障害の位置付け

「発達障害」の定義が確立したことにより、障害者に関する各種法制度に発達障害の位置付けが定着

【H17】

発達障害者支援法施行

障害者基本法

【H23】

発達障害を位置付け

障害者自立支援法
→障害者総合支援法

【H22】

発達障害を位置付け

障害者総合支援法へ

【H26】

障害支援区分認定での対応

児童福祉法

【H22】

発達障害を位置付け

認定調査項目に
発達障害の特性に関する
項目を追加

障害者虐待防止法

【H23】

発達障害を位置付け

障害者優先調達推進法

【H24】

発達障害を位置付け

障害者雇用促進法

【H25】

発達障害を位置付け

障害者差別解消法

【H25】

発達障害を位置付け

その他

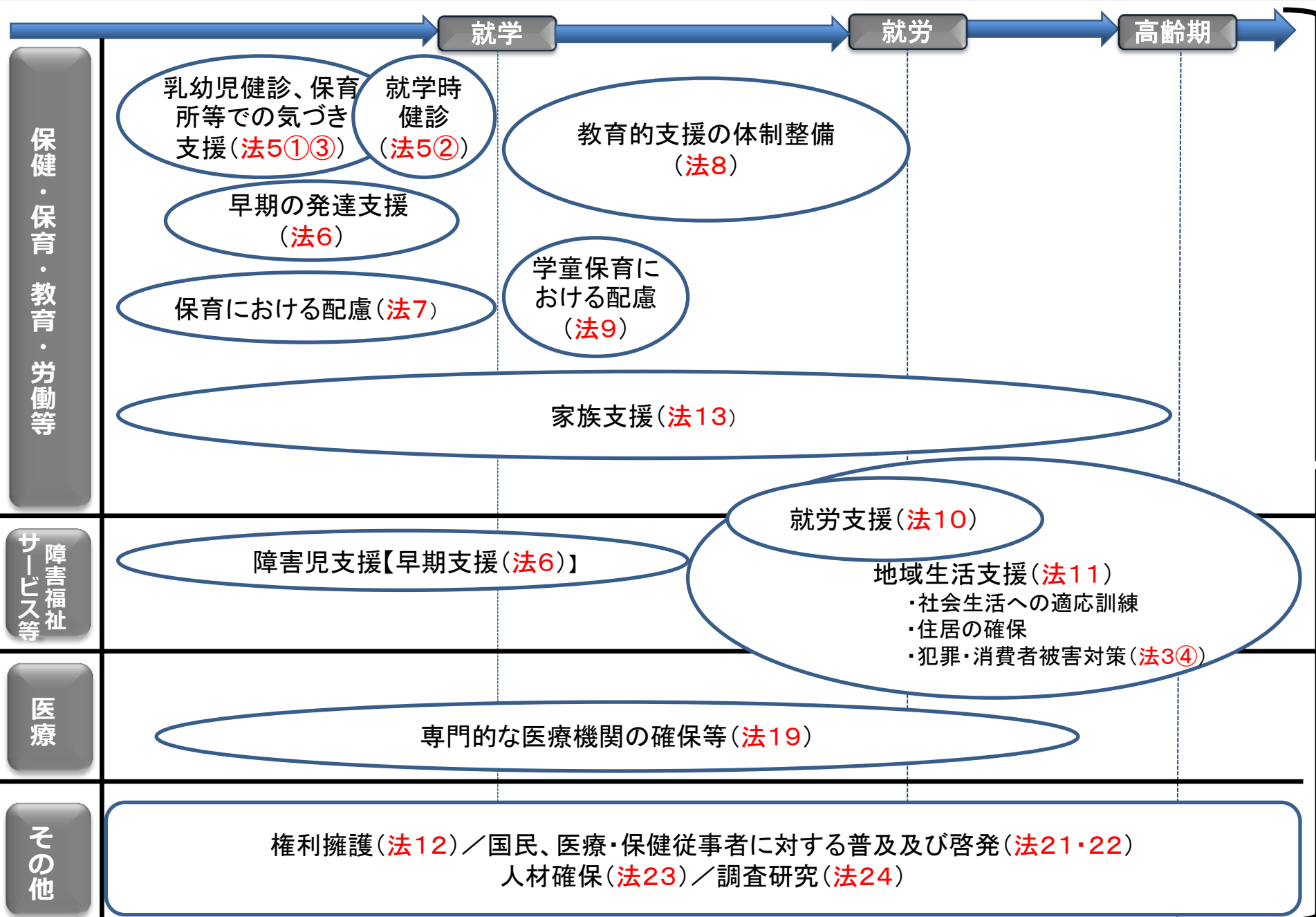
【H23】

手帳、年金等での位置付け

・精神保健福祉手帳
・障害基礎年金
・特別児童扶養手当
の申請診断書様式と認定基準
において発達障害を位置付け

※時点については原則として法案の成立時

発達障害者支援法に基づく支援等の全体像のイメージ



発達障害者支援センターによる情報提供・研修・連絡調整等 (法14)
関係機関の連携 (法3④)

I M-CHAT (1歳6か月児健診で使用)

(Modified Checklist for Autism in Toddlers:直訳すると・・・幼児自閉症用の修正リスト)

- ・主に18か月から36か月の乳幼児について、自閉症スペクトラムの特徴を持つか否かを評価するための尺度として開発されたもの。
- ・23項目にわたるチェックリストで、米国において開発

II PARS 「広汎性発達障害日本自閉症協会評価尺度」(3歳児健診以降で使用)

(Pervasive Developmental Disorders Autism Society Japan Rating Scales)

- ・3才以上の者について、自閉症スペクトラムの特徴を持つか否かを評価するための尺度として開発されたもの
- ・就学前34項目、小学生時53項目、中学生以降時57項目にわたるチェックリストで、PARS委員会(日本自閉症協会及び有識者で構成)において開発

III 普及に向けた取り組み

- ・M-CHATについては国立精神・神経医療研究センターにて、
- ・PARSについては国立障害者リハビリテーションセンターにて、それぞれ乳幼児検診の現場での導入を促進するため、福祉・医療従事者を対象とする研修を実施している。

- 保育所、幼稚園、認定こども園等に通う児童の中でより専門的な支援が必要な子どもを適切に支援するためには、療育の専門家が保育所等を巡回して、気になる子どもを適切な支援につなげることが必要。
- 「障害児等療育支援事業」や「巡回支援専門員整備」においては、療育の専門家が自宅又は保育所等の子どもやその親が集まる場所を巡回し、障害の早期発見・早期対応のための助言等を実施。

◆障害児等療育支援事業

1. 概要

在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域における療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する都道府県域の療育機能との重層的な連携を図る。

2. 実施主体

都道府県、指定都市、中核市
(社会福祉法人等への委託可)

3. 事業の具体的内容

- 自宅訪問による療育指導
- 外来による専門的な療育相談、指導
- 障害児の通う保育所や児童発達支援事業所等の職員に対する専門職員派遣による療育技術の指導 等

4. 財源

都道府県等の一般財源(交付税措置)

◆巡回支援専門員整備

1. 概要

発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

2. 実施主体

市町村
(社会福祉法人等への委託可)

3. 事業の具体的内容

- 親に対する助言・相談支援、ペアレント・トレーニング(ペアレント・プログラムを含む)の実施
- ペアレント・メンターについての情報提供
- M-CHATやPARS等のアセスメントを実施する際の助言
- 児童発達支援事業所や発達障害者支援センター等の専門機関へのつなぎ 等

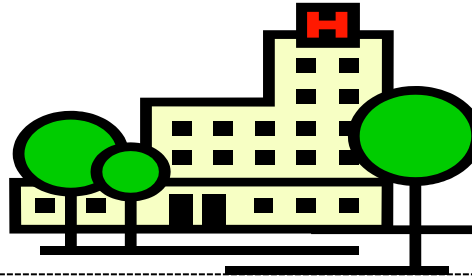
4. 財源

地域生活支援事業費補助金の対象(市町村任意事業)

子どもの心の診療ネットワーク事業

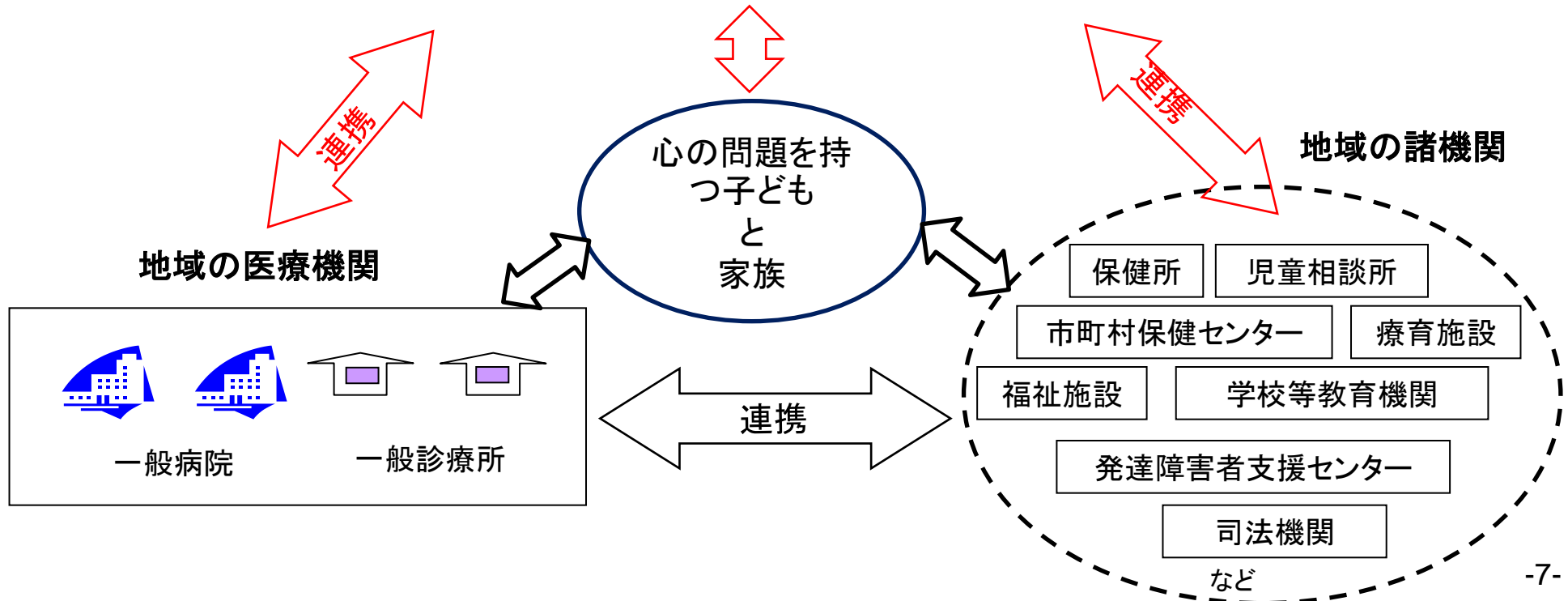
(法 § 19関係)

都道府県拠点病院



※平成26年度の実施都道府県(17カ所)
東京都、神奈川県、石川県、福井県、
山梨県、長野県、静岡県、三重県、
大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、香川
県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県

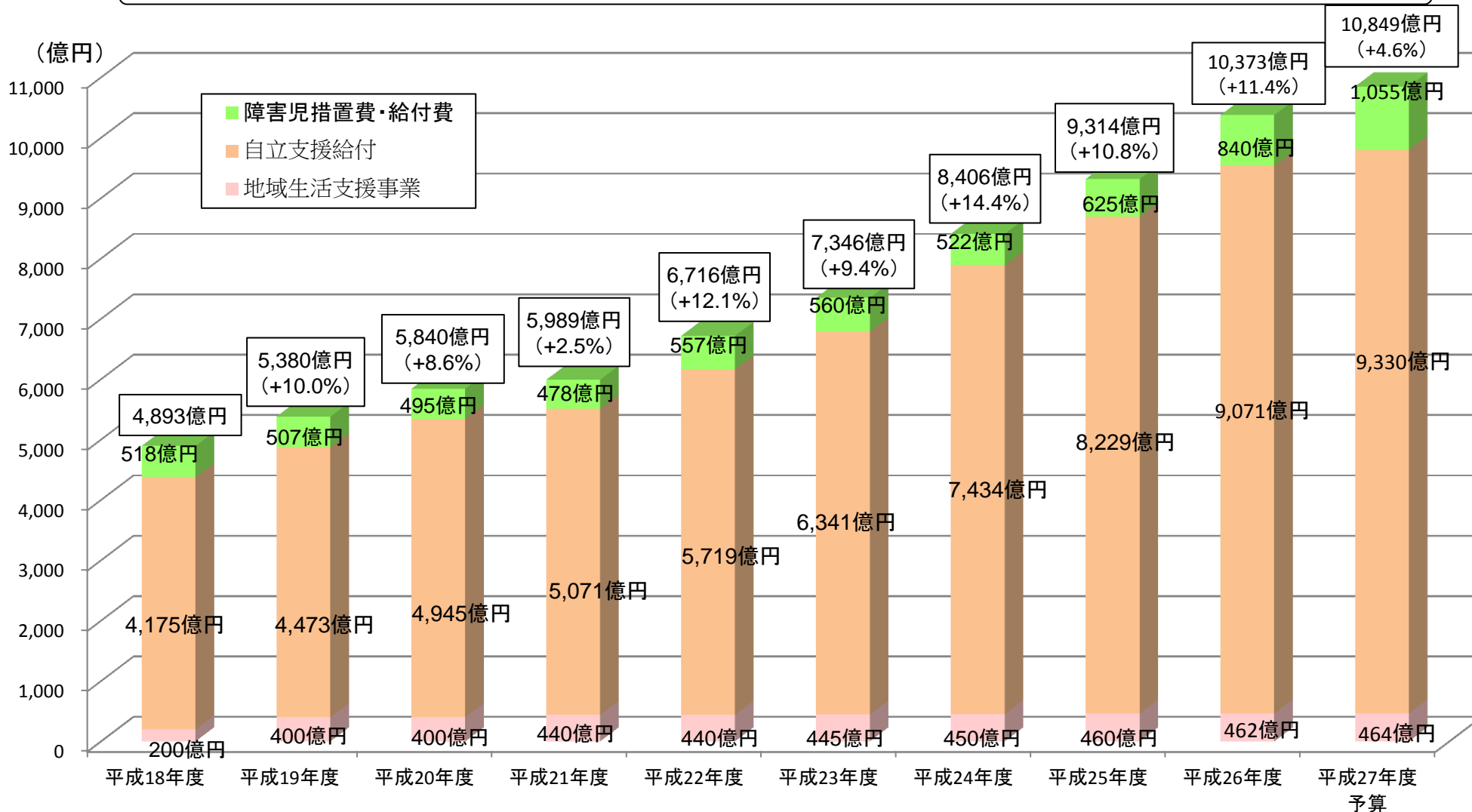
- 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する医学的支援(関係機関への専門家の派遣)
- 医師、関係専門職の実地研修等、子どもの心の診療に専門的に携わる医師及び関係専門職の育成
- 医療機関職員、保健福祉機関職員に対する講習会
- 子どもの心の診療等に関する普及啓発・情報提供



障害福祉サービス等予算の推移

(法§6・10・11関係)

障害福祉サービス関係予算額は義務的経費化により10年間で2倍以上に増加している。



(注1) 平成18年度については、自立支援法施行前の支援費、自立支援法施行後の自立支援給付、地域生活支援事業等を積み上げた予算額である。(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

(注2) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注3) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

◎ 発達障害者を対象とした支援施策

(1) 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

ハローワークにおいて、発達障害等の要因により、コミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じて、専門支援機関である地域障害者職業センターや発達障害者支援センター等に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、きめ細かな個別相談、支援を実施する。

※就職支援ナビゲーター(発達障害者等支援分)の配置(安定所)
平成27年度:全国47局90名

(2) 発達障害者の就労支援者育成事業

発達障害者支援関係者等に対して就労支援ノウハウの付与のための講習会及び体験交流会を実施するほか、事業所において発達障害者を対象とした職場実習を実施することにより、雇用のきっかけ作りを行う体験型啓発周知事業を実施する。

※実施箇所数:8箇所(職場実習は47局)

(3) 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、発達障害者について、ハローワーク等の職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を行う。

※平成21年度に発達障害者雇用開発助成金と難治性疾患患者雇用開発助成金を創設。平成25年度に両助成金を統合

(4) 発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及び地域障害者職業センターにおける「発達障害者に対する体系的支援プログラム」の実施

発達障害者の雇用促進に資するため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センターにおいて発達障害者の就労支援に関する研究を行うとともに、発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及びその蓄積を図る。

また、これら技法開発の成果を活用し、地域障害者職業センターにおいて「発達障害者に対する体系的就労支援プログラム」を実施し、発達障害者に対する支援の充実を図る。

※(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構交付金事業

◎ 発達障害者が利用できる支援施策

(1) ハローワークにおける職業相談・職業紹介

個々の障害者に応じた、きめ細かな職業相談を実施するとともに、福祉・教育等関係機関と連携した「チーム支援」による就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施する。併せて、ハローワークとの連携の上、地域障害者職業センターにおいて、職業評価、職業準備支援、職場適応支援等の専門的な各種職業リハビリテーションを実施する。

(2) 障害者試行雇用(トライアル雇用)事業

ハローワーク等の職業紹介により、障害者を事業主が試行雇用(トライアル雇用=原則3か月)の形で受け入れることにより、障害者雇用についての理解を促し、試行雇用終了後の常用雇用への移行を進める。

(3) 障害者職場定着支援奨励金

障害者の雇用を促進し職場定着を図るため、障害者を雇い入れるとともに、その業務の遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置する事業主に対する助成を行う。

(4) 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業 [訪問型・企業在籍型職場適応援助促進助成金]

障害者が職場に適応できるよう、地域障害者職業センター等に配置されているジョブコーチが職場において直接的・専門的支援を行うとともに、事業主や職場の従業員に対しても助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案する。

なお、企業に雇用される障害者に対してジョブコーチによる援助を実施する事業主(訪問型)や自社で雇用する障害者に対してジョブコーチを配置して援助を行わせる事業主(企業在籍型)に対しては助成を行う。

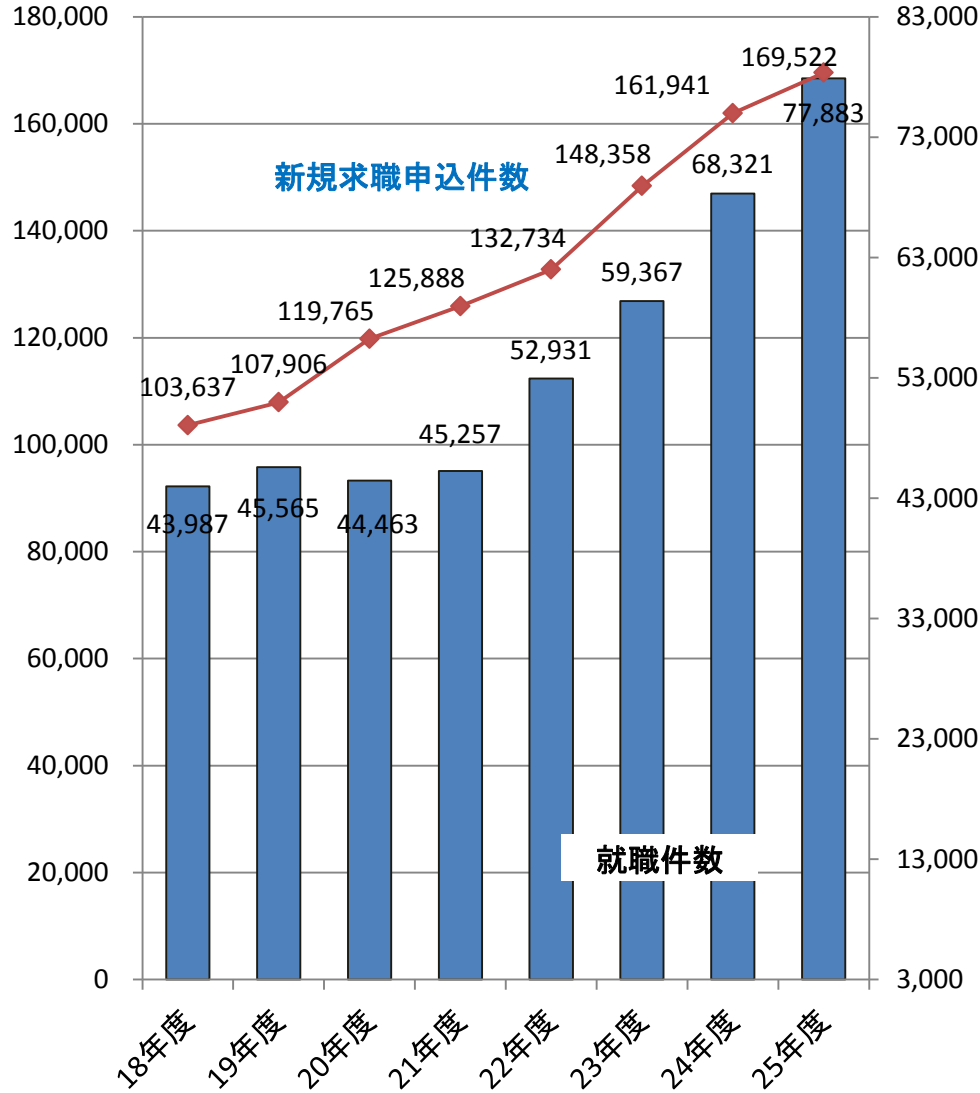
(5) 障害者就業・生活支援センター事業

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関の連携の拠点となり、障害者の身近な地域において、就業面及び生活面にわたる一体的な支援を実施する。

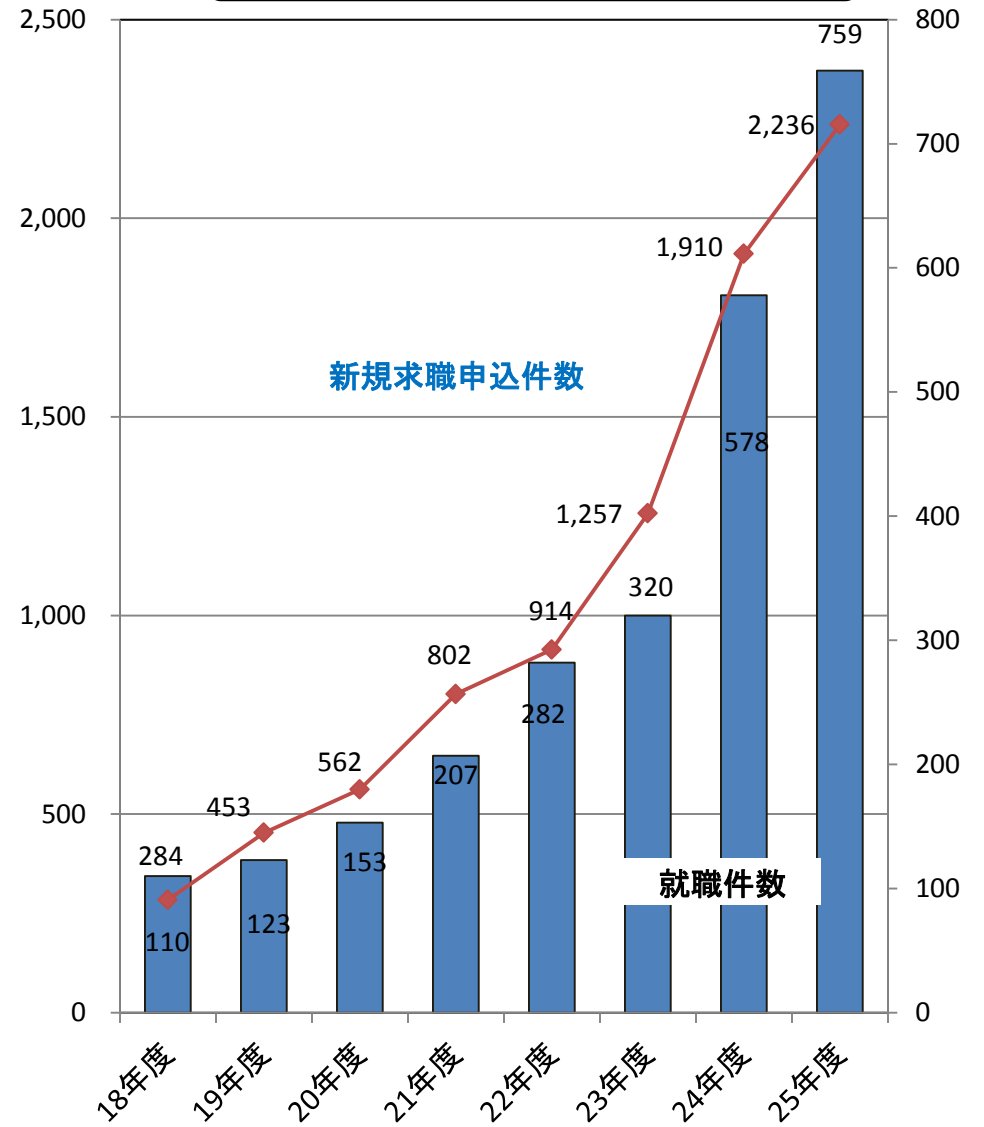
(平成27年8月現在:327か所)

ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

障害者計



うち発達障害(※)



※ 障害者手帳を所持していない発達障害者に係る職業紹介状況である。

人材育成

事業実施

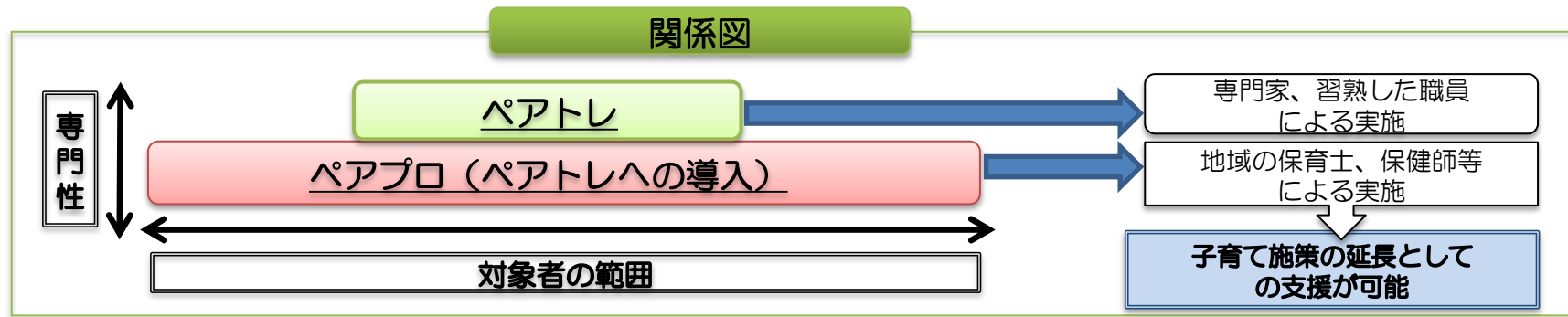
発達障害者支援体制整備
(都道府県地域生活支援事業)

巡回支援専門員整備
(市町村地域生活支援事業)

発達障害者支援体制整備
(都道府県地域生活支援事業)

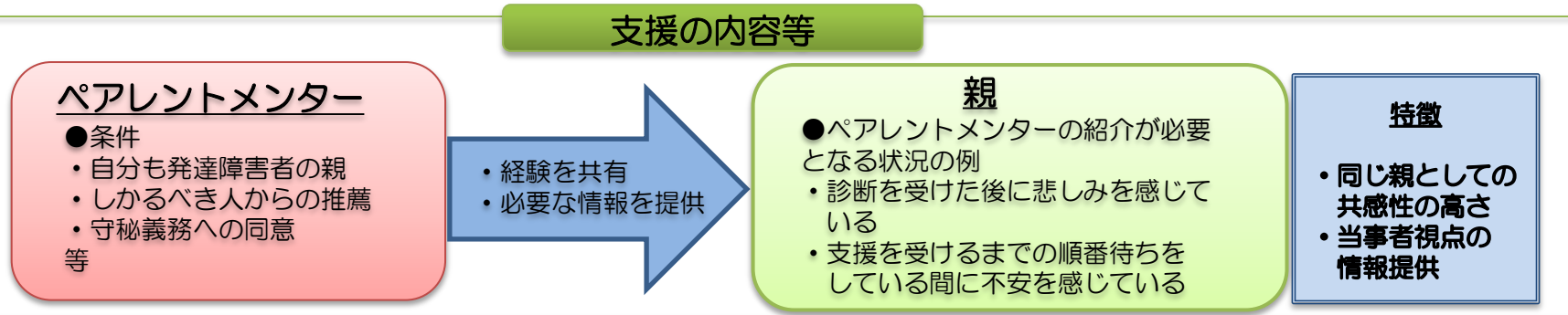
◎ペアレントトレーニングとペアレントプログラム

- ・ペアレントトレーニング(ペアトレ)
親が自分の子どもの行動を冷静に観察して特徴を理解したり、発達障害の特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とする。トレーナーには専門知識が要求される。
- ・ペアレントプログラム(ペアプロ)
地域での普及を図るために開発された、より簡易なプログラム。子どもの行動修正までは目指さず、「親の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てる。発達障害やその傾向の有無に関わらず有効とされている。



◎ペアレントメンター

発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。



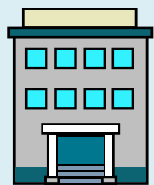
厚生労働省

補助

都道府県・指定都市
 障害者総合支援法第78条に規定される
 都道府県地域生活支援事業のうち、
 「専門性の高い相談支援事業」として実施

直接実施又は委託(社会福祉法人等)
 ※医療法人, 地方独立行政法人も可

発達障害者支援センター (67都道府県、政令市で設置)

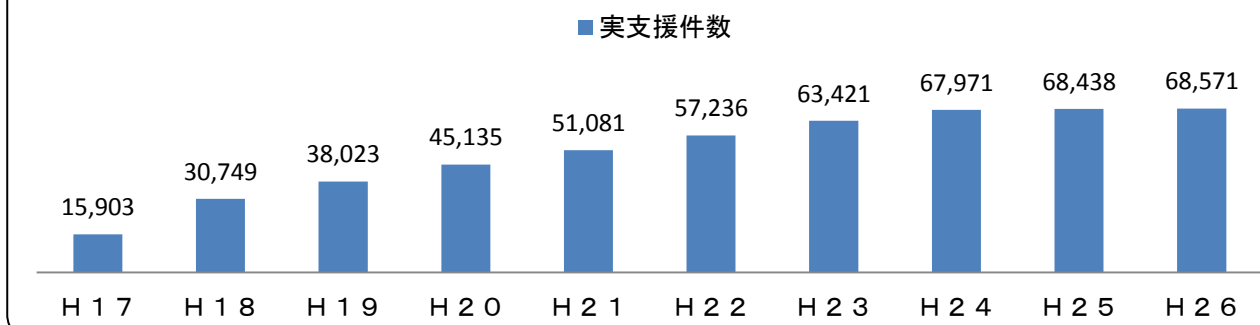


(体制)

- ・管理責任者
- ・相談支援担当職員
- ・発達支援担当職員
- ・就労支援担当職員

都道府県が別途配置する
 「発達障害者地域支援マネ
 ジャー」と緊密に連携する

相談支援・発達支援・就労支援全体の推移



- ・相談支援(来所、訪問、電話等による相談)
- ・発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- ・就労支援(就労に向けての相談等)
- ※対象: 発達障害児(者)のみ

発達障害児(者)・家族

支援

関係機関

児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、
 保健所、精神保健福祉センター、医療機関
 障害児(者)地域療育等支援事業実施施設、
 児童発達支援センター、障害児入所施設、
 教育委員会、学校、幼稚園、保育所、
 公共職業安定所、地域障害者職業センター、
 障害者就業・生活支援センター等

地域住民

連携

- ・調整会議や機関コンサルテーション
- ・発達障害者支援センター連絡協議会の開催
- ・障害者総合福祉法第89条協議会への参加

研修(関係機関、民間団体等への研修)

普及啓発(関係機関、民間団体等への研修)

発達障害については、支援のためのノウハウの普及が十分に行われていないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっていることから、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制を整備する。

発達障害者支援センター (地活事業) 職員配置: 4名程度

- 相談支援(来所、訪問、電話等による相談)
- 発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- 就労支援(発達障害児(者)への就労相談) ●その他研修、普及啓発、機関支援



(課題)

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。

都道府県等 発達障害者支援体制整備(地活事業)

- 発達障害者支援体制整備検討委員会 ●市町村・関係機関及び関係施設への研修
- アセスメントツールの導入促進 ●ペアレントメンター(コーディネータ)



地域支援体制マネジメントチーム

地域支援機能の強化へ

発達障害者地域支援マネジャーの配置: 6名程度

- ・原則として、センターの事業として実施
- ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

市町村

体制整備支援(2名)

全年代を対象とした支援体制の構築
(求められる市町村の取組)

- ①アセスメントツールの導入
- ②個別支援ファイルの活用・普及



事業所等

困難ケース支援(2名)

困難事例の対応能力の向上
(求められる事業所等の取組)
対応困難ケースを含めた
支援を的確に実施

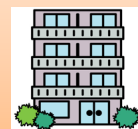


医療機関

医療機関との連携(2名)

身近な地域で発達障害に関する
適切な医療の提供
(求められる医療機関の取組)

- ①専門的な診断評価
- ②行動障害等の入院治療



「世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障害啓発週間」(4月2～8日) (法 § 21関係)

【背景】

【国連における採択】

- 平成19年12月、国連総会においてカタル国が提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議をコンセンサス(無投票)採択。
決議事項
 - ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
 - ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
 - ・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
 - ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。
- 平成20年4月以降国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

(関連)平成24年12月、国連総会において、バングラディッシュ国が提出した議題「自閉症スペクトラム障害、発達障害及び関係する障害によって受けている個人や家族、社会が必要とする社会経済的ニーズに取り組む」決議をコンセンサス採択。

【国内の啓発活動】(平成27年度 開催)

【国における取組】

- 関係府省(内閣府、外務省、厚生労働省、文部科学省)大臣メッセージの発出
- 東京タワー・ライト・イット・アップ・ブルー
 - ・平成27年4月2日(木) 18:15～ 点灯式 ※同日、併せて作品展示等を実施(14:00～(予定))
- 世界自閉症啓発デー2015・シンポジウム(作品展示等)
 - ・日時 平成27年4月4日(土) 10:00～16:30
 - ・場所 灘尾ホール(千代田区)
 - ・主催 厚生労働省、日本自閉症協会
 - ・共催 日本発達障害ネットワーク他 (大会実行組織:世界自閉症啓発デー・日本実行委員会)



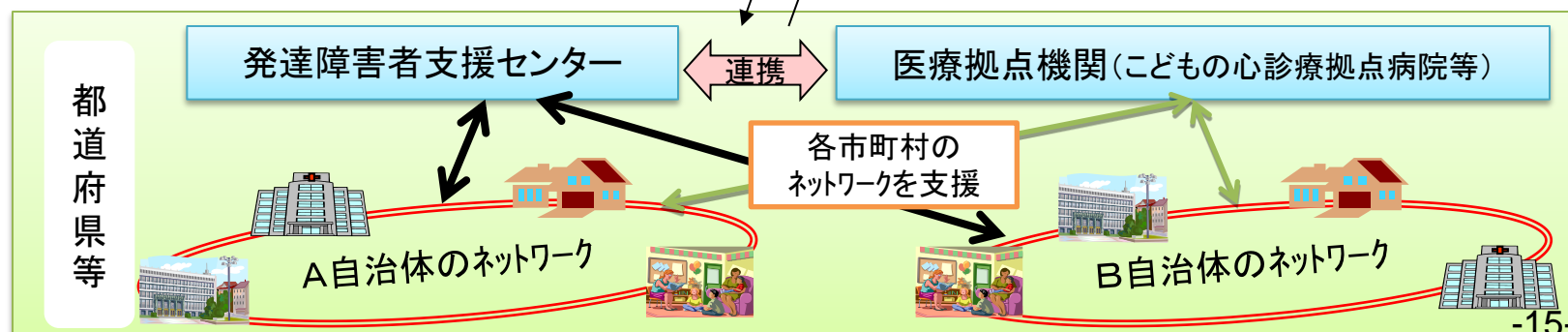
【全国各地の取り組み】

○各都道府県等において、関係機関や関係団体等と連携しながら、名所旧跡のブルーライトアップ、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の実情に応じて創意工夫を図りながら、広く一般市民への関心を高めるような普及啓発を実施。

発達障害に関する国内外の文献、研究成果等を集積し、発達障害に関する幅広い情報提供等を行うとともに、全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担い、支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。



一般国民
・
支援関係者



発達障害者支援センター職員や医師等の発達障害施策に携わる職員を対象に、国立機関等において研修を実施し、各支援現場等における対応の充実を図る。

<国立障害者リハビリテーションセンター>

1 発達障害者支援センター職員研修

発達障害者やその家族に対する相談・発達支援、就労支援、普及啓発等に関する専門的な知識・技術に精通するための研修

期間 3日間1回

対象 発達障害者支援センター職員

2 発達障害支援者研修

国の研究やモデル事業により効果が確認されたアセスメントや支援手法の知識を習得するための研修

期間 3日間1回

対象 巡回支援専門員、児童発達支援事業所の職員など

3 発達障害者地域支援マネージャー研修

・一般研修

市町村の支援体制構築、事業所等の対応困難事例への対応、医療機関との連携等に関するマネジメントに精通するための研修

期間 3日間1回

・応用研修

マネジャーの更なる質の向上と、全国ネットワーク形成を目的とした支援対象別の研修

期間 3日間×3コース

対象 発達障害者地域支援マネジャー

4 発達障害就労移行支援者研修

発達障害者の特性に応じた就労移行支援事業の進め方を習得するための研修

期間 3日間1回

対象 就労移行支援事業所職員など

<国立精神・神経医療研究センター>

5 発達障害早期総合支援研修

幼児期における発達障害の早期発見・早期支援について最新の知識を習得するための研修

期間 2日間1回

対象 乳幼児健診に携わる医師、保健師など

6 発達障害精神医療研修

一般精神医療現場や精神保健領域における発達障害者の診断や治療、他領域との連携に関する最新の知識を習得するための研修

期間 2日間1回

対象 精神科医療機関、精神保健福祉センターの医師など

7 発達障害支援医学研修

発達障害支援のアセスメントや治療など、幅広い分野の最新の知識を習得するための研修

期間 2日間2回

対象 保健所、小児医療機関、発達障害者支援センターの医師など

(内容)

①市町村支援コース、②事業所支援コース、③医療機関連携コースに分け、コンサルテーション技術における各地の実践情報交換と地域分析、行動計画作成を内容とする研修を実施。

上記以外にも関係する研修として自閉症支援ステップ研修(国立障害者リハビリテーションセンター)、強度行動障害支援者養成研修(国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)なども実施

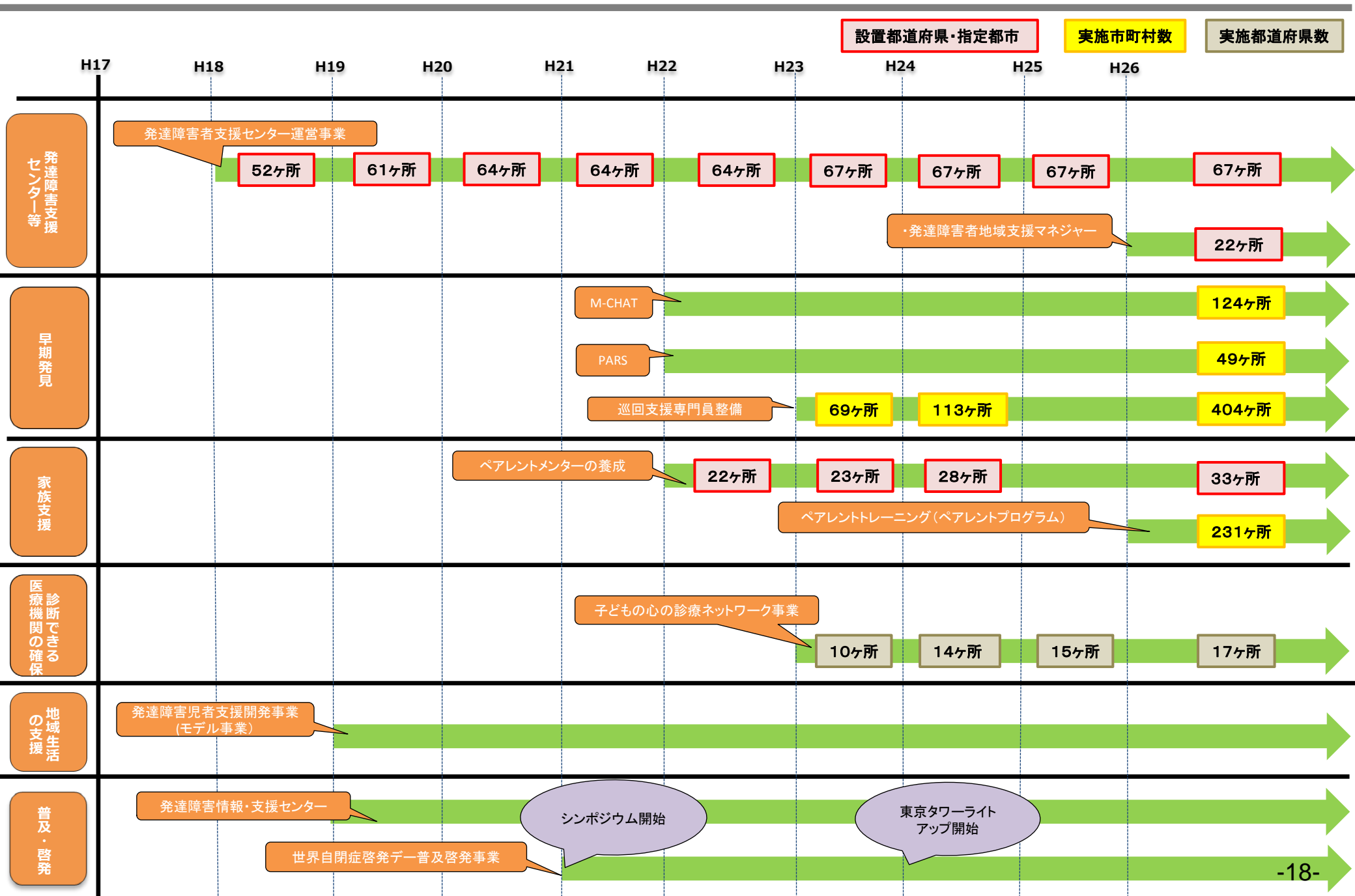
*これらの研修に関する情報は発達障害情報・支援センターのサイトにおいて公開
<http://www.rehab.go.jp/ddis/イベント情報/>

発達障害者支援に関する調査研究事業の進捗状況

(法 § 24関係)

	項目	普及する内容	現在の状況		
			手法の確立／普及の状況		
			研究開発／モデル事業	有効性の検証	研修／普及
早期発見	M-chat	保健センター、病院等で行う1～2歳時点の早期発見チェックリスト		厚生労働科学研究 (H20～22)	国立精神神経医療研究センター研修
	PARS	保健センター、病院等で行う3歳以降の早期発見チェックリスト		厚生労働科学研究 (H21～23)	国立障害者リハビリテーションセンター研修
家族支援	ペアレント・メンター	発達障害者の育児経験がある親の立場で診断前後の親の相談を受けることができる人材の育成	発達障害者支援開発事業 (H19～21)	障害者総合支援推進事業 (H24～26)	国立障害者リハビリテーションセンター研修
	ペアレント・プログラム	主に保健センター、保育所、幼稚園で親に「子どもの行動の捉え方」を教える方法		障害者総合支援推進事業 (H24～26)	国立障害者リハビリテーションセンター研修
	ペアレント・トレーニング	主に障害児支援、病院等で親に「子どもを褒める・叱る等のコツ」を教える方法	発達障害者支援開発事業 (H20～21)	厚生労働科学研究 (H26～28)	
診断できる医療機関の確保	児童青年精神科臨床研修ガイドブック	児童青年精神科医療機関での診断・治療のための標準的な方法		厚生労働科学研究 (H22～24)	思春期精神保健研修(委託事業)
	薬物療法ガイドライン	児童期に対応する小児科と成人期に対応する精神科が一貫して薬物治療を行えるようにするためのガイドライン	厚生労働科学研究 (H26～28)		
地域生活の支援	ヴァインランドⅡ 適応行動評価尺度	保育所、幼稚園、学校、障害児支援、障害者福祉等で、個別の支援計画を作成するためのアセスメント		厚生労働科学研究 (H21～23)	国立障害者リハビリテーションセンター研修
	触法関連対応	犯罪に巻き込まれた場合にサポートができる人材(トラブルシューター)の養成方法や、矯正・医療・福祉分野が連携して支援を行うためのチェックリスト	厚生労働科学研究 (H25～27)		
	応用行動分析(ABA) * SST、デイケアプログラムを含む	人間の行動は学習によって獲得されたものであり、不適切な行動も学習によって修正ができるとする「応用行動分析」の考え方に基づく支援手法		厚生労働科学研究 (児童期:H26～28) (成人期:H27～29)	
	ひきこもり関連対応	保健所、精神保健センター、病院で、ひきこもり状態の発達障害者の親に対して行う指導方法	発達障害者支援開発事業 (H25～26)	厚生労働科学研究 (H25～27)	
	就労支援マニュアル	障害者職業センター(労働)、就労移行支援事業所(福祉)等で、当事者自身の障害特性理解を高める指導方法		障害者総合支援推進事業 (H24～25)	国立障害者リハビリテーションセンター研修
	強度行動障害者支援手法	強度行動障害者に対する環境調整を中心とした適切な対応方法		障害者総合支援推進事業 (H25)	国立のぞみの園研修 : 強度行動障害者支援者養成研修
	高齢者支援手法	障害者福祉事業所職員に対する「高齢期」の支援方法、介護サービス事業所職員に対する「障害者」への支援方法	厚生労働科学研究 (H24～26、27～29)		

発達障害者支援施策の進捗状況



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要

障害者基本法
第4条

基本原則
差別の禁止

第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

具体化

I. 差別を解消するための措置

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務
努力義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）

〔 ● 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
● 事業者 ⇒ 事業分野別の指針（ガイドライン）を策定 〕 ※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

● 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

● 普及・啓発活動の実施

情報収集等

● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

障害者差別解消法 福祉事業者向け・社会保険労務士向けガイドライン (発達障害関係箇所 抜粋)

○自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害（自閉症スペクトラム）

〔主な特性〕

- 相手の表情や態度などよりも、文字や図形、物の方に関心が強い
- 見通しの立たない状況では不安が強いが、見通しが立つ時はきっちりしている
- 大勢の人がいる所や気温の変化などの感覚刺激への敏感さで苦労しているが、それが芸術的な才能につながることもある。

〔主な対応〕

- 本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- 肯定的、具体的、視覚的な伝え方の工夫（「〇〇をしましょう」といったシンプルな伝え方、その人の興味関心に沿った内容や図・イラストなどを使って説明するなど）
- スモールステップによる支援（手順を示す、モデルを見せる、体験練習をする、新しく挑戦する部分は少しずつにするなど）
- 感覚過敏がある場合は、音や肌触り、室温など感覚面の調整を行う（イヤーマフを活用する、大声で説明せずホワイトボードで内容を伝える、人とぶつからないように居場所を衝立などで区切る、クーラー等の設備のある部屋を利用できるように配慮するなど）

障害者差別解消法 福祉事業者向け・社会保険労務士向けガイドライン (発達障害関係箇所 抜粋)

○学習障害（限局性学習障害）

〔主な特性〕

・「話す」「理解」は普通にできるのに、「読む」「書く」「計算する」ことが、努力しているのに極端に苦手

〔主な対応〕

- ・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- ・得意な部分を積極的に使って情報を理解し、表現できるようにする（ICTを活用する際は、文字を大きくしたり行間を空けるなど、読みやすくなるように工夫する）
- ・苦手な部分について、課題の量・質を適切に加減する、柔軟な評価をする

障害者差別解消法 福祉事業者向け・社会保険労務士向けガイドライン (発達障害関係箇所 抜粋)

○注意欠陥多動性障害（注意欠如・多動性障害）

〔主な特性〕

・次々と周囲のものに関心を持ち、周囲のペースよりもエネルギーに様々なことに取り組むことが多い

〔主な対応〕

- ・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- ・短く、はっきりとした言い方で伝える
- ・気の散りにくい座席の位置の工夫、分かりやすいルール提示などの配慮
- ・ストレスケア（傷つき体験への寄り添い、適応行動が出来たことへのこまめな評価）

障害者差別解消法 福祉事業者向け・社会保険労務士向けガイドライン (発達障害関係箇所 抜粋)

○その他の発達障害

〔主な特性〕

・体の動かし方の不器用さ、我慢していても声が出たり体が動いてしまったりするチック、一般的に吃音と言われるような話し方なども、発達障害に含まれる

〔主な対応〕

- ・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- ・叱ったり拒否的な態度を取ったり、笑ったり、ひやかしたりしない
- ・日常的な行動の一つとして受け止め、時間をかけて待つ、苦手なことに無理に取り組まず出来ることで活躍する環境を作るなど、楽に過ごせる方法を一緒に考える

事例

- 発達障害のAさんは、就労訓練サービスを利用しています。挨拶、作業の終了時、作業中に必要と思われる会話（「おはようございます」「さようなら」「仕事が終わりました」「袋を持ってきてください」「紐を取ってください」「トイレへ行ってきます」「いらっしゃいませ」「100円です」等）をVOCA（会話補助装置）に録音し、伝えたいメッセージのシンボル（絵・写真・文字）を押してコミュニケーションをとるようにしたことで作業に集中することができ、休みなく事業所へ通う事ができるようになりました。
- 発達障害のBさんは、利用者全体に向けた説明を聞いても、理解できないことがしばしばある方です。そのため、ルールや変更事項等が伝わらないことでトラブルになってしまうことも多々ありました。そこで、Bさんには、全体での説明の他に個別に時間を取り、正面に座り文字やイラストにして直接伝えるようにしたら、様々な説明が理解できるようになり、トラブルが減るようになりました。
- 発達障害のCさんは、就労継続支援事業を利用していますが、広い作業室の中で職員を見つけることが出来ない方でした。職員に連絡したくても連絡できず、作業の中で解らないことや聞きたいことがあってもそれが聞けず、不安や混乱が高まっていました。そこで、来所時にあらかじめCさんに職員の場所を図で示したり、現地を確認する、ユニフォームの違いを伝えるなど、職員をみつけるための手がかりを知らせておくようにしたら、Cさんは安心して作業に集中できるようになりました。

事例

- 発達障害のDさんは文字の読み書きが苦手であり、様々な手続きの際、書類の記入欄を間違えたり、誤字を書いてしまったりして、何回も書き直さなければなりません。そこで、Dさんの相談を受けている職員は、「記入欄に鉛筆で丸をつけたり付箋を貼って示す」「書類のモデルを作成して示す」「職員が鉛筆で下書きする」などを試したところ、書類作成を失敗する回数が少なくなりました。
- 発達障害のEさんは吃音症で、会話の際に単語の一部を何度も繰り返したり、つかえてすぐに返事ができないことがあります。本来は電話をかけることは苦手なのですが、職場の悩みについてどうしても相談することが必要になったので、社会保険労務士事務所に電話をかけました。その際、相談を受けた社会保険労務士事務所の職員は、Eさんの吃音症に気づきましたが、時間がかかっても話しを急がすことなく、不快を示すこともなく、丁寧に話す内容を聞きました。そして、Eさんは、いろいろな場面で時に言われることのある「性格に問題がある」「それでは仕事にならない」という誤解や無理解からくる言葉をかけられなかったので、安心して相談をすることができました。

事例

- 自閉症スペクトラム（発達障害）のAさんは知的にはかなり高い児童ですが、ちょっとした思い込みや刺激が元で、トイレや空室に長時間（長い場合は10時間近く）急に籠もってしまうことが多くありました。そこで、不適応を起こしそうになった場合（「起こす前」がポイント）に、事前に決めておいたルールに基づいて（例えば何色かのカードを用意し、イエローカードを見せたら事務室でクールダウンする、レッドカードであったら個別対応の部屋に行きたい等）自らがサインを出して対応方法を選択する経験を繰り返し積むことで、徐々にカードを使用せずに感情の自己コントロールができるようになってきました。約半年ほどで不適応を示すことが殆どなくなり、生活が安定しました。
- 保育所に通う発達障害児のBちゃんは、靴をそろえる、トイレにしっかり座るといった日常生活の動作の一部が十分に身につけていません。言葉による説明よりも、視覚情報による説明の方が伝わりやすいため、これらの動作の順番を具体化した絵を作成し、必要に応じて見せるようにしています。また、話しかける際にも、顔を見ながら、穏やかに静かな声で話しかけるようにしています。

平成28年度 障害保健福祉部 発達障害施策関連予算案の概要資料(新規事項)

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

平成28年度予算案 : 44百万円

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業は、発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多い小児科医などのかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図る。

国

国立精神・神経医療研究センター

【指導者養成研修】

- ・発達障害早期総合支援研修
- ・発達障害精神医療研修
- ・発達障害支援医学研修

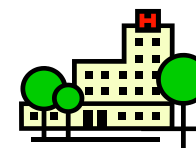


指導者養成研修

都道府県・政令市

専門医等がいる病院

専門医等の医療従事者



連携

【28年度新規事項】

かかりつけ医等発達障害対応力研修

地域の医療機関、診療所

かかりつけ医等の医療従事者



地方

- ・専門的な診療
- ・症状が落ち着いた場合
かかりつけ医の紹介

発達障害児者と家族



- ・初診の対応
- ・重篤な症状の場合
専門機関の紹介

発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業

平成28年度予算案 : 48百万円
(平成27年度予算 : 34百万円)

発達障害児者や重症心身障害児者及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援等を整備するためにモデル事業を実施し、これにより地域生活支援の向上を図る。

1 発達障害児者支援開発事業

2 重症心身障害児者支援体制整備モデル事業

発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル検討委員会 (国)

発達障害児者支援開発事業分科会

重症心身障害児者支援体制整備モデル事業分科会

審査・指導・助言・総括

審査・指導・助言・総括

(都道府県・市町村)

(都道府県・指定都市・児童相談所設置市)

企画・推進委員会
(モデル事業の企画・推進等)

発達障害者支援マネージャー
(モデル事業の進行管理、情報収集等)

中長期的な課題設定

発達障害児者が、地域住民等との間で課題や困り事が生じた際に当該課題の深刻化の予防、再発防止等の支援手法の開発及び既存の保健や福祉等の支援では対応が困難な行動障害・二次的障害の予防・改善のための支援手法の開発

<テーマ> **【28年度新規事項】**

① 地域で暮らす発達障害者に困り事が生じた時に発達障害者の特性を理解した上で地域や関係機関において適切な対応を行うための効果的な支援手法の開発
(例 トラブルが起きにくい地域作りや深刻なトラブルへの支援の方法など)

② 行動障害、二次的障害の「予防」における効果的な支援手法の開発
(例 成人期支援の知見を児童期の支援に反映させる方法 など)

③ 行動障害、二次的障害の「改善」に関する効果的な支援手法の開発
(例 関係者が一貫した支援を行えるようにするための方法 など)

重症心身障害児者支援センター (仮称)

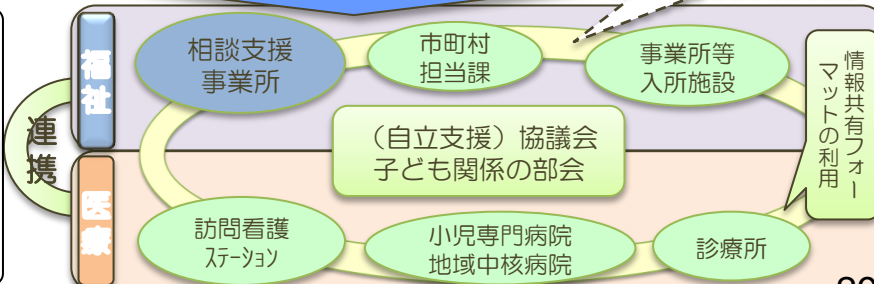
- コーディネート機能
 - ・市町村、事業所等の支援
 - ・新規資源の開拓 (既存施設、インフォーマル・サービス等)
- 人材育成
- 情報提供
- 家族支援の充実
- 地域住民に対する理解促進

教育
・特別支援学校
・訪問教育

バックアップ

都道府県等

市町村・広域



発達障害支援施策の支援事業 平成28年度概算要求額 6,442千円

発達障害情報・支援センター
(国立障害者リハビリテーションセンター内)

発達障害に関する知見の集積

- 情報収集、分析(医学、研究、支援等)
- 情報発信、普及啓発
(インターネット・シンポジウム等)
- 発達障害者支援に関する調査・研究
- その他(支援マニュアルの作成・配布等)



外部専門家等

発達障害の特性を踏まえた
支援体制整備に関する支援

現
地
へ
赴
き
指
導
・
助
言

都道府県・政令市
(体制整備検討委員会)

発達障害支援センター

12ヶ所程度

支援体制の構築

都道府県・政令市
(体制整備検討委員会)



発達障害支援センター

助言、指導等

支援



市町村の発達障害者支援体制
・早期発見、早期発達支援体制の構築
・アセスメントツールの導入
・家族支援等の実施 等

